

環境・農水常任委員会 資料6-②  
令和3年(2021年)3月10日  
農政水産部水産課

# 滋賀県内水面漁業振興計画

(改定素案)

令和3年(2021年)3月

滋賀県

# 滋賀県内水面漁業振興計画

## I はじめに

### 1 計画策定の趣旨

本県の漁業は、琵琶湖や河川を漁場とする琵琶湖漁業および河川漁業、内湖・内湾で営まれる真珠養殖業、そして魚類養殖業とに大別できる。さらに、これらの漁業、養殖業の生産物を利用する水産加工業も営まれている。琵琶湖漁業や魚類養殖業は、本県特産の魚介類を食料として供給し、真珠養殖業は美しい宝飾品となる淡水真珠を生み出し、河川漁業は食料供給に加え、釣りや自然と親しむ機会を提供している。このように、本県の漁業には多面的な機能があり、県民の豊かで潤いのある生活の形成に大きく寄与している。

しかし、漁場環境の悪化、オオクチバス等の外来魚やカワウによる食害などにより水産資源は大きく減少している。さらに、全国の内水面漁業と同様、本県でも漁業従事者の減少やその高齢化が進行し、水産物としての湖魚の供給機能や遊漁の場の提供などの多面的機能が発揮されにくい状況にある。

「内水面漁業の振興に関する法律」(平成26年法律第103号)に基づく本計画は、令和2年度で終期を迎えることから、本県の水産業の変化を踏まえ、10年後の本県水産業のあるべき姿を念頭に置き、今後5年間の県の水産振興施策の方向性や取り組むべき事項を整理し、滋賀県農業・水産業基本計画および琵琶湖保全再生施策に関する計画と整合を図りながら改定した。計画に基づく取組を進めることは、水産業の振興に加えて、SDGsの目標達成、日本農業遺産に認定された琵琶湖と共生する農林水産業である「琵琶湖システム」を保全し、その価値や魅力を一層高めることに貢献するものである。

### 2 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする。

## 25 II 現状と課題

26

### 27 1 琵琶湖漁業

#### 28 (1) 沿革

29 琵琶湖は本県の面積のおよそ6分の1 を占める日本最大の湖であり、世界でも有数の古  
30 代湖である。海と隔絶されたこの広大な閉鎖性水域では、長い年月をかけて多くの固有種を  
31 含む多様な魚介類が育まれてきた。現在、琵琶湖には魚と貝類とで合計100種を超える種類  
32 が生息しており、そのうち45種は琵琶湖固有種である。

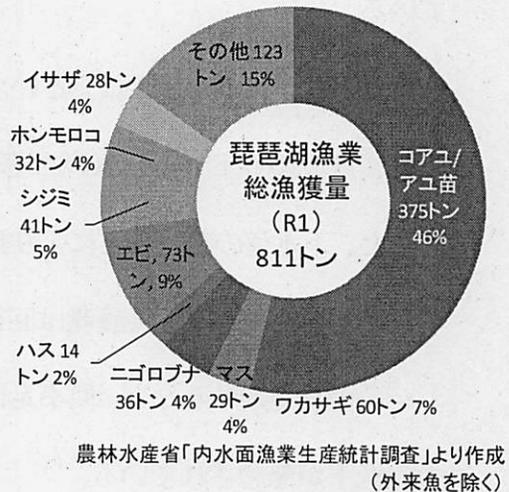
33 琵琶湖には変化に富んだ環境が備わっており、沿岸域には岩礁・砂浜・砂泥底や水草地帯  
34 などが分布し、また北湖には深いところで水深100mにも及ぶ沖帯が広がっている。これら  
35 の複雑な環境が、異なる生活環境を好むさまざまな生物に生息の場を与えている。琵琶湖で  
36 はその豊かな恵みを生かし、多様な形態の漁業が長年にわたって安定的に展開されてきた。

37

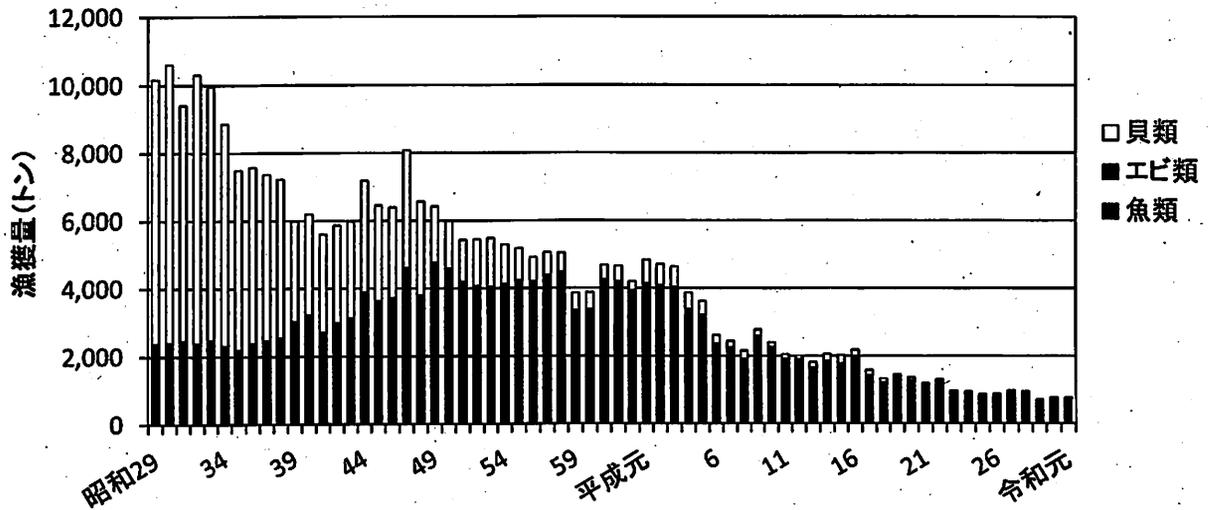
#### 38 (2) 漁獲量

39 琵琶湖漁業の漁獲量は、昭和30年頃には  
40 10,000トン前後あったが、その後大きく減少し、  
41 ここ数年は1,000トンを下回る状況が続くなか、  
42 令和元年では外来魚を除くと811トンとなっ  
43 ている。

44 漁獲量の内訳は、基幹魚種であるアユ（鮮魚流  
45 通用、養殖・放流種苗用）の漁獲量が最も多く375  
46 トンで、全体の46%を占めている。



琵琶湖漁業の漁獲量(外来魚除く)



47

48 (3) 漁場環境の悪化

49 琵琶湖では、高度経済成長期以降、琵琶湖総合開発をはじめ湖岸の開発が進められた結果、  
 50 コイやフナなど多くの在来魚類にとって産卵の場であり、仔稚魚の成育の場でもある水辺の  
 51 ヨシ群落（水ヨシ帯）や内湖の多くが失われた。

52 また、かつてセタシジミの好漁場であった砂地の水域も、湖底の泥化や、砂利採取等で  
 53 きた多くの窪地の存在により、魚介類の生息環境として悪化しており、多くの漁場が失われ  
 54 ている。

55 とりわけ「魚のゆりかご」といえる南湖には水草が過剰に繁茂し、このことが底層の貧酸  
 56 素化、底泥のヘドロ化、魚の回遊経路の閉塞など漁場環境の悪化を招いている。

57 また、下水道の普及などにより琵琶湖の水質は改善傾向にあるものの、漁網の汚れなどの  
 58 現象が発生しており、漁獲量は回復には至っていない。近年は、アユの成長が遅れる、セタ  
 59 シジミの体が痩せるなど、餌不足に起因すると考えられる現象も生じており、琵琶湖の生産  
 60 力の低下が懸念されている。

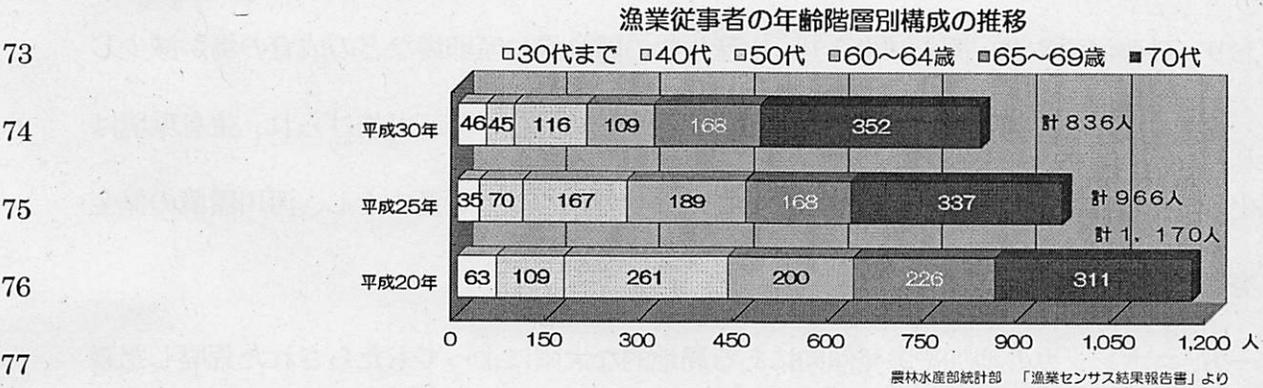
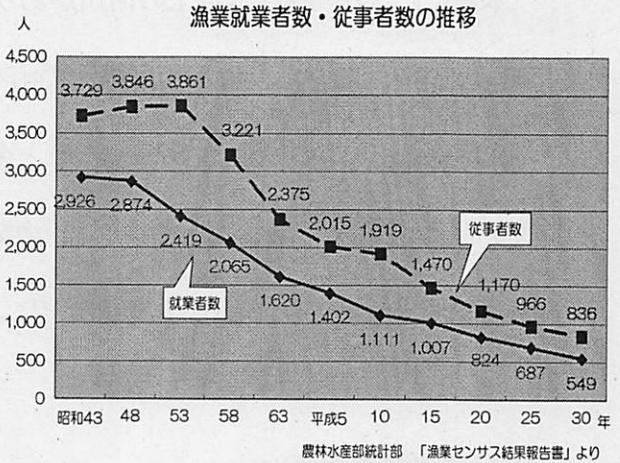
61

62 (4) 漁業者・漁業協同組合

63 平成30年の漁業就業者数は549人で、昭和50年代以降、大きく減少している。年齢構  
 64 成は、65歳以上の割合が増加し全体の6割を超えており、高齢化が進行している。

65 現在、琵琶湖沿湖に35の漁業協同組合  
 66 (以下、漁協という)が存在しているが、  
 67 組合員の減少と財務基盤の悪化が深刻と  
 68 なっている。

69 漁協の合併等による経営基盤の強化  
 70 や、漁業の担い手の確保・育成は、琵琶湖  
 71 漁業のみならず県内水産業全般にわたる  
 72 課題となっている。



78 (5) 流通

79 長引く漁獲量の減少により、市場流通が矮小化していることや、食生活の多様化、安価な  
 80 輸入魚介類の流通等により、湖産魚介類の消費・流通は極めて限定的なものとなっている。  
 81 そのため、湖産魚介類のブランド化や消費者のニーズに合った加工製品の開発、流通の多様  
 82 化、販路の開拓による消費拡大が重要となっている。

83 加えて、令和2年1月頃から世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症による社会・経  
 84 済情勢がもたらした影響は、観光需要や外食需要への依存度が高い画一的な本県産水産物の  
 85 流通構造の脆弱さを浮き彫りにしたところであり、今後、特に流通の多様化・強靱化の推進  
 86 が喫緊の課題となっている。

87 2 河川漁業

88 (1) 沿革

89 本県には大小 400 本以上の河川があり、琵琶湖から流出する唯一の自然河川である瀬田  
90 川を除いて、ほとんどの河川は周囲の山々から琵琶湖へと流れ込んでいる。

91 県内の 16 の河川(およびその支流)と余呉湖において合計 19 の第五種共同漁業権漁場が  
92 設定されている。これらの漁場では、漁業協同組合がアユやアマゴ、イワナ、ワカサギなど  
93 の種苗放流を行い、竿釣りや投網などによって、漁業や遊漁が行われている。

94

95 (2) 漁場環境の悪化

96 かつての河川整備では、効率的に治水安全度の向上を図るため、画一的な河道整備となっ  
97 ており、砂礫河原や瀬・淵を減少させ、水産生物の隠れ場や産卵場などの成育の場が減少し  
98 た。また、堰などの河川横断構造物により、水産生物の遡上・降下が妨げられ、生息環境は  
99 悪化した。現在は、河川改修工事等においては多自然川づくりを基本とし、河川環境の保全  
100 に努めている。

101 一方、ニホンジカの増加や多発傾向にある局地的な大雨によってもたらされた荒廃した森  
102 林の増加等が、降雨後の濁水発生を長期化させるなど漁場環境の悪化を招いている。

103

104 (3) 漁業者・漁業協同組合

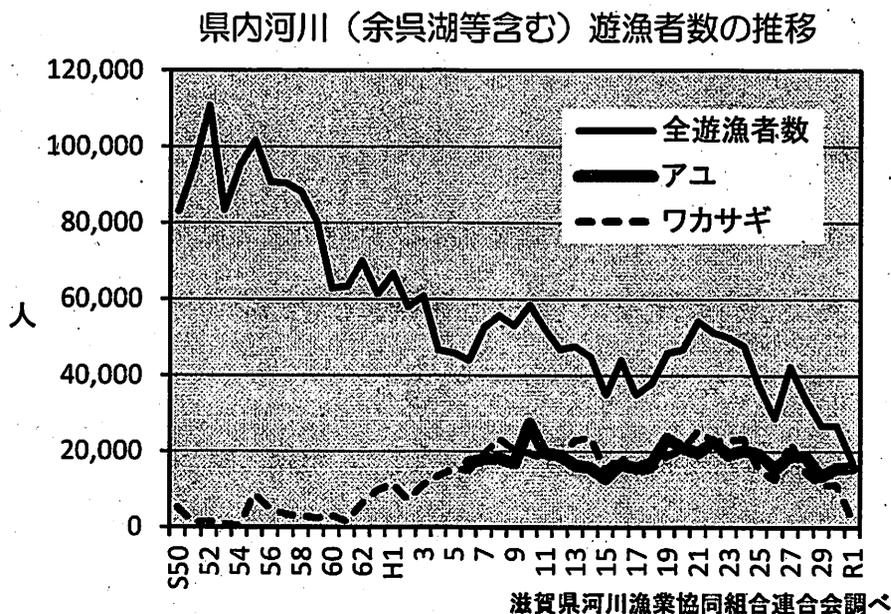
105 河川漁協は、組合員の減少と高齢化が進んでおり、漁場を日常的に管理する人員も不足し  
106 ている。現在、17 の河川漁協が存在しているが、組合員減少や遊漁料収入の減少等により経  
107 営が厳しく、この3年間で2漁協が解散している。

108

109 (4) 遊漁者数の推移

110 県内漁場を訪れる遊漁者は昭和52年の11万人をピークに減少し、令和元年には2万人を

111 下回り、漁協の経営が厳しい状況となっている。遊漁の内訳をみると、アユとワカサギの遊  
 112 漁者が多く、次いでアマゴ、イワナの溪流魚釣り、コイ・フナ釣りとなっている。アユやワ  
 113 カサギの遊漁不振などにより遊漁者数は減少するとともに、高齢化も進んでいる。



123 3 養殖漁業

124 ア 魚類養殖業

125 本県では、アユやマス類などを中心とした養殖が行われている。なかでもアユの養殖は、  
 126 琵琶湖や流入河川で種苗として漁獲される豊かなアユ資源を背景に、養殖用や河川放流用の  
 127 種苗を全国に供給するために活発に行われてきた。

128 本県のアユの養殖生産量は、最新のデータである令和元年には292トンとなっており、直  
 129 近10年間で最高であった平成22年の566トンの半分ほどに減少している。また、琵琶湖産  
 130 アユの河川放流用種苗としての全国シェアは、冷水病の蔓延防止と地元産人工種苗を活用す  
 131 る方針が各地で定着したため、かつての7割から令和2年度には2割以下（全国内水面漁業  
 132 協同組合連合会調べ）にまで低下した。

133 琵琶湖固有種のビワマスを実用的な養殖魚として開発した高成長系ビワマスは、平成24  
 134 年に全雌三倍体種苗が実用化され、県内の業者がびわサーモン振興協議会を組織して養殖に

135 取り組んでいる。生産量は、約19トン（平成29年）にまで拡大したが、令和元年は魚病の  
136 発生等により7トンに減少しており、生産の不安定さが課題となっている。

137 また近年、全国的に海産魚介類も含む幅広い魚種を対象とした陸上循環養殖生産の普及が  
138 みられ、本県でも海産魚介類の生産が一部で始まっている。

#### 140 イ 淡水真珠養殖業

141 本県の淡水真珠養殖は昭和40年代半ばには6,000kgを超える生産量を誇り、昭和55年  
142 には生産額が40億円を超え、主として海外に輸出されていたが、昭和60年以降、漁場環  
143 境の悪化などによる成長不良等で急激に衰退した。

144 近年、生産量に若干の回復の兆しがみられるが、漁場の環境改善や真珠母貝生産の安定化  
145 ならびに真珠の施術に熟練した技術者の育成が重要な課題となっている。

#### 147 4 水産資源に係る疾病の発生

148 アユの疾病について、県内では冷水病が平成3年以降、エドワジエラ・イクタルリ感染症が  
149 平成20年以降、現在まで継続して発生している。

150 冷水病は、琵琶湖ではアユの種苗価格の低迷や需要の減少など、琵琶湖漁業の基幹を成すア  
151 ュ種苗流通の不振を招き、漁家経営を圧迫している。河川では放流アユや天然遡上アユでの発  
152 生により、遊漁者の減少を招き、河川漁業経営に大きな打撃を与えてきた。

153 現在は冷水病対策（薬剤や加温処理）の普及、指導、放流種苗の保菌検査により冷水病の発生  
154 は沈静化するとともに、エドワジエラ・イクタルリ感染症では治療薬が承認を受けたが、これ  
155 ら疾病による被害を防ぐための更なる対策が求められている。

156 平成16年にはコイヘルペスウイルス病（KHVD）が発生し、琵琶湖や周辺水域で10万尾  
157 を超える野生コイがへい死した。その後、既発生水域での大量へい死は起こっていないが、新  
158 たな放流は控えられている。

159 5 特定外来生物やカワウによる被害

160 琵琶湖におけるオオクチバスやブルーギルの生息量は、これまでの駆除対策により減少し  
161 てきたが、水産資源の食害を防止するため、効率的な駆除技術の開発を進めつつ、生息量の更  
162 なる低減が必要である。

163 また、県内のダム湖や湖沼でもオオクチバスやブルーギルが多く生息しており一部の河川  
164 やダム湖ではコクチバスの再生産が確認されている。

165 さらに、近年、瀬田川を中心にチャンネルキャットフィッシュの増加が確認されておりその対  
166 策が必要となっている。

167 カワウについては、これまでの竹生島や伊崎半島における営巣地での銃器捕獲などにより、  
168 県内での生息数は減少傾向にあるが、近年、内陸部等に新たなコロニーが形成されたり、急に  
169 生息数が増加するコロニーが出るなど生息域が分散化する傾向にあり、これらの対策が必要  
170 となっている。

171 侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイ等が、造成ヨシ帯や浮産卵床等の産卵繁  
172 殖施設において繁茂し、それらの機能を阻害している。

173

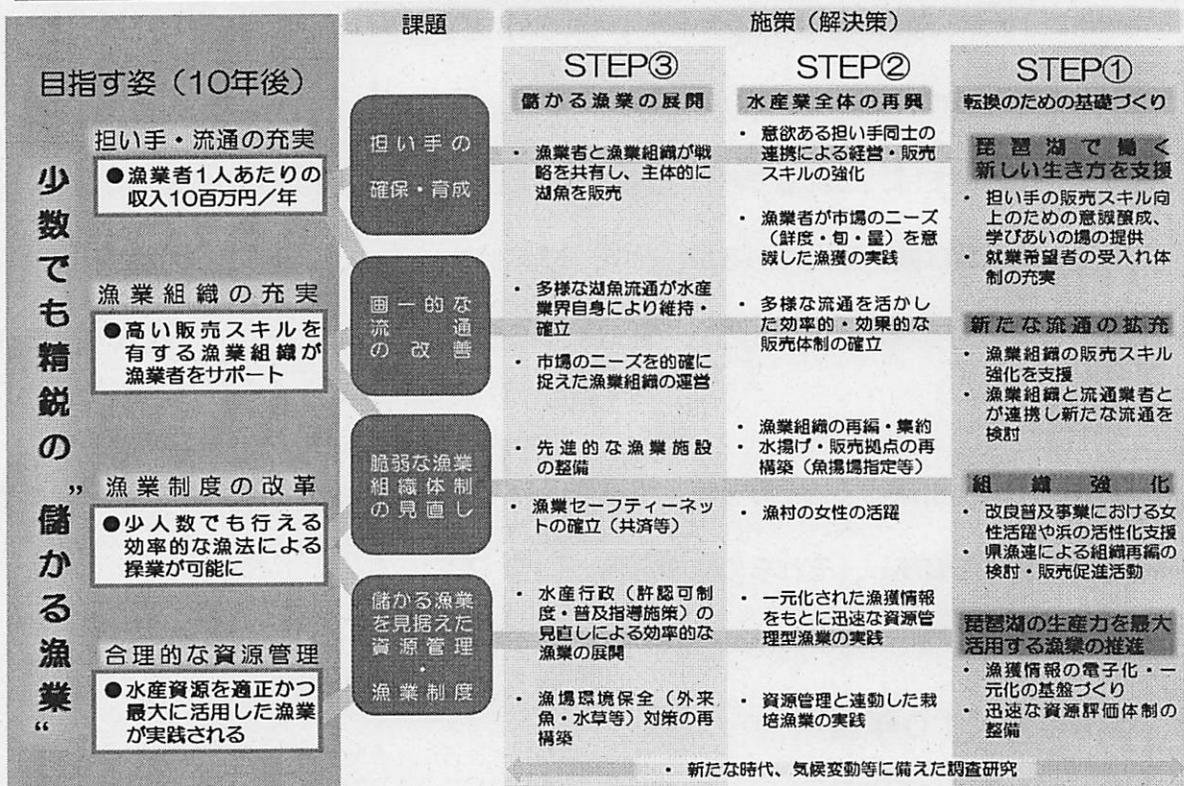
174 III 目指す姿（10年後）

175

176 1. 琵琶湖漁業、河川漁業、魚類養殖業、真珠養殖業および水産加工業からなる本県水産業が、  
177 水産資源の有効な活用や後継者が確保されている状況を背景に、各分野が役割を果たして、  
178 本県ならではの魅力ある魚介類や淡水真珠、健全なレクリエーションの場を、県民をはじ  
179 めとする多くの人々に提供するとともに、これら活動により環境保全や食文化の継承など  
180 水産業の持つ多面的機能が発揮されている姿を目指す。

181 2. 特に琵琶湖漁業については、現役漁業者の6割が65歳以上になり、高齢化による漁業者の  
 182 減少は避けられない現状にある。そういう中でも、琵琶湖漁業が継承されていくために、  
 183 担い手と流通、それを支える漁業組織の充実と、琵琶湖の水産資源を最大活用した効率的  
 184 な漁業が実践できる仕組みに裏付けられた、少数でも一人ひとりが精鋭の“儲かる漁業”  
 185 を目指す。

### 琵琶湖漁業 目指す2030年の姿



186

## 187 IV 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画

188

### 189 1. 水産資源の増殖・養殖に関する事項

#### 190 (1) 琵琶湖漁業

191 ・琵琶湖を水産資源の宝庫として再生するため、ニゴロブナやホンモロコ、アユ、セタシ  
 192 ジミ、ビワマス、ウナギなど水産重要種や琵琶湖固有種の放流を資源状況に応じて推進  
 193 する。

- 194 ・特に、本県漁業の基幹魚種であるアユについては、近年、その資源が大きく変動してい  
195 るため、資源の現状把握や資源予測手法の開発等、試験研究結果に基づいたアユ産卵用  
196 人工河川による効果的な種苗生産放流を実施し、資源の安定化を図る。
- 197 ・増殖事業に取り組む漁業団体への支援を強化するとともに、アユ産卵用人工河川や琵琶  
198 湖栽培漁業センターなど種苗生産拠点の機能の拡充や強化を推進する。
- 199 ・赤野井湾をはじめとする琵琶湖南湖の漁場を再生するため、水草除去による漁場改善と  
200 魚類の移動経路の確保、砂地の造成、ニゴロブナやホンモロコ、セタシジミ等の放流お  
201 よび外来魚の集中駆除等を実施する。
- 202 ・産卵に戻ってきたニゴロブナやホンモロコ親魚を活用した再生産助長技術の開発と事業  
203 展開を推進する。
- 204 ・水産資源の持続的利用のため、ニゴロブナやセタシジミ、ホンモロコ、アユなどの水産  
205 重要種に対する漁業者による資源管理型漁業を推進する。特に、水産資源を持続的に最  
206 大活用していくため、日々の漁獲量等のデータを電子情報として収集・集計できる体制  
207 の構築と漁獲量等の情報から主要魚介類の資源状況を速やかに評価できる体制の整備  
208 を図る。
- 209 ・温暖化等の気候変動や自然災害に対応した効果的な増殖対策の検討を進める。

210

211 (2) 河川漁業 (河川および琵琶湖を除く湖沼)

- 212 ・遺伝的な保全や防疫対策の観点から、漁協が河川漁業の振興を図る目的で実施している  
213 琵琶湖産アユ種苗や良質なマス種苗を放流する取組を支援する。
- 214 ・マス類については、放流後の生残率かつ定着率が高い効果的な放流手法の開発を推進す  
215 るとともに、人工産卵床の造成、禁漁区の設定または親魚放流等の自然再生産による増  
216 殖を推進する。
- 217 ・在来マスが生息する河川についてはそれらの保護を図るとともに、遊漁や河川漁業振興

218 　　　　　に有効な利用を促進する。

219 　　　　　・マス類の放流用種苗生産拠点である醒井養鱒場において良質な種苗の生産確保に努める。

220

### 221 (3) 養殖漁業

#### 222 ア アユ

223 　　　　　・なわばり性が強く、友釣り用の放流種苗として優れていることや、養殖アユでは鱗が細  
224 　　　　　かく姿形が美しいなど琵琶湖産アユの優れた特性を県内外に積極的にPRし、需要の拡  
225 　　　　　大と普及を図る。

#### 226 イ ビワマス等のマス類

227 　　　　　・高成長系養殖ビワマスの系統保存、より品質の高い養殖魚を安定して効率的に生産する  
228 　　　　　ための飼育技術等の研究・開発、びわサーモン振興協議会が実施する養殖ビワマスのP  
229 　　　　　Rや品質の高度化の取組を促進し、本県特産養殖魚として普及、消費拡大を推進する。  
230 　　　　　・ニジマス、アマゴ、イワナ等のマス類について、養鱒技術の普及・指導に努める。

#### 231 ウ 淡水真珠

232 　　　　　・真珠の振興に関する法律に基づき策定した「滋賀県真珠振興計画」により、本県特産の  
233 　　　　　淡水真珠養殖業の振興を図る。

#### 234 エ その他

235 　　　　　・消費者ニーズに対応し、本県特産の強みを生かした養殖品種および高品質な養殖魚を生  
236 　　　　　産するための養殖技術の研究・開発を推進する。  
237 　　　　　・安全で安心な養殖魚の供給のため、水産用医薬品の適正使用の指導に努める。  
238 　　　　　・海産魚介類も含む幅広い魚種を対象とする陸上循環養殖生産については、その動向を注  
239 　　　　　視するとともに、関係者からの求めに応じ、必要な指導・助言に努める。

240

### 241 (4) 伝染性疾病の対策

- 242 ・アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症による漁業被害を低減するため、河川放流  
243 用アユ種苗の保菌検査を推進する。
- 244 ・アユ冷水病については、投薬や加温処理による対策の普及に努めるとともに関係機関と  
245 連携し、ワクチンによる予防技術の開発を推進する。
- 246 ・防疫対策を基本とした疾病の発生防止に努め、疾病が発生した場合は正確な魚病診断に  
247 基づく的確な対策指導を行うとともに関係者への普及を図る。
- 248 ・持続的養殖生産法に基づく特定疾病に指定されているコイヘルペスウイルス病について  
249 は、既発生水域から本病の拡大防止を図るため、法に基づき引き続き防疫体制の維持に  
250 努める。

251

## 252 (5) 特定外来生物やカワウによる被害の防止措置に対する支援等

### 253 ア 外来魚対策

- 254 ・オオクチバスやブルーギルについては、琵琶湖のみならず河川や余呉湖等を含めた内水  
255 面全域における生態系の保全や漁業への被害防止に向けた更なる対策のため、多様な手  
256 法を組み合わせた効果的かつ徹底的な防除や再放流禁止のための取組を実施する。
- 257 ・今後被害が懸念されるチャネルキャットフィッシュやコクチバスなど外来生物について  
258 は、生息状況の把握や効果的で効率的な防除手法の確立を推進する。さらに、チャネル  
259 キャットフィッシュについては、捕獲数が急激に増加していることから、生態系や漁業  
260 への被害が顕在化する前に、徹底的な防除を実施する。

261

### 262 イ カワウ対策

- 263 ・カワウの防除措置および捕獲等による個体数の管理を行う。
- 264 ・近年は各種対策により、大規模なコロニーでの生息数は減少傾向にあるものの、内陸  
265 部に小規模なコロニー・ねぐらが増加しているため、総合的な管理体制を整備して、新

266 たなコロニー・ねぐらの早期発見・対策を行うための監視を行い、飛来地での追い払い  
267 対策とともに、更に生息数を削減できるよう広域的に連携し、対策を推進する。

268

269 ウ 侵略的外来水生植物対策

270 ・産卵繁殖施設等の機能を阻害するオオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物の防  
271 除を推進する。

272

273 2. 漁場環境の再生に関する事項

274 (1) 漁場環境の再生

275 ア 琵琶湖漁業

276 ・持続的な污水处理システムの構築、面源負荷対策、流入河川・底質改善対策、その他水  
277 質汚濁防止対策、環境に配慮した農業の普及により良好な水質を保つことに努める。

278 ・農地が持つ水源かん養機能や貯留機能の維持・向上のため、農地の面的確保や保全・整  
279 備、農業用排水施設やため池の適切な維持管理・更新を推進する。

280 ・ホンモロコをはじめとするコイ科魚類の卵が正常にふ化し生育できるよう、湖辺の植生  
281 や水位、水温など様々な観点から在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方を検討す  
282 る。

283 ・在来魚介類が減少し、年により、アユの成長不良やセタシジミの肥満度低下が見られる  
284 ことなど、漁場生産力の低下をうかがわせる事象が頻発していることから、漁場生産力  
285 向上に関する技術を開発する。

286 ・ヨシ群落その他の在来植物の群落は在来魚の産卵繁殖場となるなど琵琶湖の生態系や生  
287 物多様性にとって重要であり、ヨシ群落の造成等により面積は回復しつつあるが、群落  
288 内のヤナギの巨木化によるヨシの生育不良などが見られることから、地域の特性に合わ  
289 せて保全・造成・再生・維持管理を推進する。

- 290 ・内湖などの湿地帯（エコトーン）は、琵琶湖固有の動植物、特に在来魚の産卵繁殖場と  
291 して重要な役割を担うなど様々な価値を有していることから、内湖本来の機能の保全お  
292 よび再生を推進する。
- 293 ・南湖をはじめとする琵琶湖沿岸域では、水草の過剰繁茂とその腐敗が底質や水質の悪化  
294 を招いていることから、これらの水域において 水草除去等の対策を推進する。
- 295 ・琵琶湖南湖において、シジミ漁場や在来魚の産卵繁殖場の再生を図るため、水草の除去  
296 や底泥の除去とあわせ、湖底の耕うんや平坦化、砂地の造成などを推進する。
- 297 ・水草を摂食するなど環境保全に役立つ在来魚の放流を推進する。
- 298 ・在来魚が水田に遡上し産卵・育成できるよう、琵琶湖と水田のつながりを取り戻す「魚  
299 のゆりかご水田」の取組を推進する。
- 300 ・温暖化等の気候変動による自然災害等のリスクに対応していくため、漁場環境の把握に  
301 努める。

302

303 イ 河川漁業（河川および琵琶湖を除く湖沼）

- 304 ・水質汚濁防止法等に基づき、水質の監視を行うとともに、水質の悪化の原因である生活  
305 排水や工場・事業排水等の対策を推進し、水質の保全に努める。
- 306 ・将来にわたり動植物の生息・生育・繁殖環境が保全されるよう、それぞれの河川におけ  
307 る水管理の現状を踏まえ、利水者および地域住民の協力を得ながら引き続き適正な水管  
308 理に努める。
- 309 ・河川流況の的確な把握に努め、流域における適切な水利用に向けた取組を推進する。
- 310 ・農業用水の適正管理について関係者間の意識共有を図るとともに、節水型のシステムへ  
311 の転換と農業排水の循環利用等の対策により、用水の節水や濁水の流出防止の取組を推  
312 進する。
- 313 ・農地が持つ水源かん養機能や貯留機能の維持・向上のため、農地の面的確保や保全・整

314 備、農業用排水施設やため池の適切な維持管理・更新を推進する。(再掲)

315 ・森林から琵琶湖までの土砂移動が魚類の産卵環境等の形成に大きく関係するため、流域  
316 での土砂の発生からその有効活用等までの総合的な視点により、河川における魚類の生  
317 息環境の保全手法を検討する。

318 ・陸水域における生物生息環境の連続性の確保を図るため、魚類等が琵琶湖と河川を行き  
319 交い、河川において遡上・降下が容易にできるよう、効果的な魚道の整備や維持管理に  
320 努める。

321

## 322 (2) 森林の整備および保全

323 ・水源林の適正な保全および管理、森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進、森  
324 林生態系の保全に向けた対策の推進、その他、森林の整備および保全を推進する。

325

## 326 (3) 自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進

327 ・国が示す「多自然川づくり基本指針」および滋賀県の河川整備計画に基づき、河川の工  
328 事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来  
329 有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道が創出できる  
330 ように努める。

331 ・「生物多様性しが戦略」に基づき、河川・湖岸環境や河畔林、湖岸林の保全・回復にあ  
332 っては、「エコロジカル・コリドー」(生態回廊)としての機能に配慮するよう努める。

333

## 334 3. 内水面漁業の健全な発展に関する事項

### 335 (1) 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成

336 ・漁協等の協同組合の運営の健全性を向上させるため、組合経営に関する法令順守および  
337 会計業務に関して適切な指導・助言を行うとともに定期的に役職員等を対象とした研修

338 会を開催する。

339 ・漁業セーフティネットの構築（漁業共済等）に向けた取組や、温暖化等の気候変動によ  
340 る自然災害等のリスクに対応する漁場や漁業施設の復旧に対する支援に努める。

341

#### 342 ア 琵琶湖漁業

343 ・漁業所得の向上（儲かる漁業）を目指し、漁獲量の増大や販路拡大などの具体的な取組  
344 について漁協と関係市町等からなる地域水産業再生委員会が定める「浜の活力再生プラ  
345 ン」や「浜の活力再生広域プラン」の策定および着実な実行を支援する。

346 ・漁業組織の流通等の機能強化を図るため、組合員数の減少や経営状況等の各漁協の実情  
347 を踏まえ、関係者の合意のもとに合併等について指導、助言を行う。

348 ・琵琶湖産魚介類のブランド化や流通の多様化、消費拡大の取組を促進する。

349 ・ICTを活用した漁獲データの収集・解析による漁獲の効率化や技術継承を推進する。

350 ・漁業の効率化を進めるため、普及指導の強化や漁業制度の見直し検討を進める。

351 ・6次産業化の取組を推進する。

352

#### 353 イ 河川漁業

354 ・河川漁業においては、釣り教室の開催、ホームページやSNS等による釣り場情報の発信、  
355 遊漁者との協働による魅力ある漁場づくりなど、河川漁場の遊漁者を増加させ、遊漁収  
356 入を増やすための取組を促進する。

357 ・河川の魅力体験（川で魚を観て触って食べる）や、地域での放流体験活動の開催など、  
358 河川漁業に対する県民の理解や関心を高める取組を促進する。

359 ・河川漁協の経営改善の観点から、漁協の定める漁業権行使および遊漁のルール、増殖手  
360 法等について指導・助言を行う。

361

362 (2) 人材の育成および確保

- 363 ・琵琶湖漁業においては国や関係団体が開催する漁業就業希望者を対象とする就業相談会  
364 への県漁連等の参加を促進する。
- 365 ・琵琶湖漁業への新規就業希望者の漁業現場での短期、中期研修の開催や国の長期研修へ  
366 の誘導等に取り組む。
- 367 ・担い手の経営や流通販売スキルの向上のための機会の提供や支援に努める。
- 368 ・担い手確保のため、住居あっせん等の支援や漁労技術の効率的な継承のためのICT活  
369 用などを推進する。
- 370 ・漁協女性部の活動支援、販売事業や漁業組織の意思決定への女性の参画を促進する。
- 371 ・河川漁業の組合員の漁業活動に必要な経営能力の向上のため、自らが遊漁者に対して漁  
372 協の役割や漁場の魅力を伝える取組を支援する。

373

374 (3) 商品開発や消費拡大の取組等への支援

- 375 ・本県水産物の魅力や付加価値の向上、流通促進につながる商品開発や水産加工の高度化  
376 に係る取組を促進する。
- 377 ・県のホームページやSNSなどを効果的に活用して、琵琶湖八珍をはじめ琵琶湖めぐみ  
378 である湖産魚介類等、本県水産物の魅力や美味しさ、購入先などの情報を発信する。あ  
379 わせて、東京における県の情報発信拠点である「ここ滋賀」を効果的に活用して、本県水  
380 産物の県内外へのPRを推進し、消費拡大を図る。
- 381 ・本県水産物を観光資源として活用するため、商工・観光事業者と連携し、日本遺産に認  
382 定されている本県ならではの伝統漁法、郷土食等を活用した農泊や特産品づくりなどの  
383 商品開発を促進し、国内はもとより海外からの観光客や消費者への情報発信を図る。

384

385 (4) 多面的機能の発揮に資する取組への支援

386 ・内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業  
387 者と地域住民が連携して行う河川・湖沼の水草除去、植林、清掃等の内水面に係る生態  
388 系の維持・保全のための活動、環境教育、漁業体験等の教育と啓発の場の提供、地域に  
389 おける食文化、伝統文化の伝承機会の提供等の取組を支援する。

390

391 (5) 本県漁業に対する理解と関心の増進

392 ・体験型の環境学習の推進、環境教育の振興、学校給食での湖魚等の利用促進、広報・啓  
393 発の実施を通じて、県民の本県水産業に対する理解と関心の増進に努める。

394 ・他の地域で見られない琵琶湖漁業の独自性や価値について、琵琶湖と共生する滋賀の農  
395 林水産業、森・里・湖に育まれる漁業と農業が織りなす「琵琶湖システム」を国内外に  
396 情報を発信する。

397

398 4. その他内水面漁業の振興に関する重要事項

399 (1) 内水面漁業の振興に関する協議会の設置

400 ・共同漁業権者より水産資源の回復、漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要  
401 な措置について協議会設置の申し出があった場合、必要に応じて協議会を設置し、課題  
402 の解決を図る。

403

404 5. 令和7年度の目標とする指標

指標	現状	目標(H32)
検討中		

405

